

ユニット型特別養護老人ホーム いちょうの木 利用料金表 《ユニット型個室》

当施設の利用に要する費用は、要介護度によって異なりますが、原則、介護保険から給付され、1割から3割が利用者負担となります。利用者負担は以下の通りです。

☆当施設は介護保険法に定める地域区分(五級地)により、介護サービス費の単価が10.45円となります。

○ユニット型個室利用の費用

	利用者負担段階	①介護サービス費 (日額)	②居住費 (日額)	③食費 (日額)	日額	月額 (30日で算定)
要介護5	第4段階	942 (1割負担の額)	2,006	1,445	4,393	131,790
	第3段階②		1,310	1,360	3,612	108,360
	第3段階①		1,310	650	2,902	87,060
	第2段階		820	390	2,152	64,560
	第1段階		820	300	2,062	61,860
要介護4	第4段階	874 (1割負担の額)	2,006	1,445	4,325	129,750
	第3段階②		1,310	1,360	3,544	106,320
	第3段階①		1,310	650	2,834	85,020
	第2段階		820	390	2,084	62,520
	第1段階		820	300	1,994	59,820
要介護3	第4段階	803 (1割負担の額)	2,006	1,445	4,254	127,620
	第3段階②		1,310	1,360	3,473	104,190
	第3段階①		1,310	650	2,763	82,890
	第2段階		820	390	2,013	60,390
	第1段階		820	300	1,923	57,690
要介護2	第4段階	730 (1割負担の額)	2,006	1,445	4,181	125,430
	第3段階②		1,310	1,360	3,400	102,000
	第3段階①		1,310	650	2,690	80,700
	第2段階		820	390	1,940	58,200
	第1段階		820	300	1,850	55,500
要介護1	第4段階	661 (1割負担の額)	2,006	1,445	4,112	123,360
	第3段階②		1,310	1,360	3,331	99,930
	第3段階①		1,310	650	2,621	78,630
	第2段階		820	390	1,871	56,130
	第1段階		820	300	1,781	53,430

※第1段階から第3段階②の負担軽減適用を受けるには、市町村の発行する「介護保険負担限度額認定証」が必要です。

※食費は1食以上提供した場合に1日分の請求となります。

※生活保護受給者のユニット型個室の利用については市町村にご確認ください。

○体制加算（共通して加算される費用）

加算項目	内容等	日額	月額
日常生活継続支援加算	重度化対応による加算	46	1380
夜間職員配置加算	夜間職員配置が基準より多い	46	1380
介護職員処遇改善加算	介護保険負担分に加算料金を加えた単位数に、8.3%を乗じた単位数が加算されます。		
介護職員等特定処遇改善加算	介護保険負担分に加算料金を加えた単位数に、2.7%を乗じた単位数が加算されます。		
新型コロナウイルス感染症対応への特例的な評価	2021年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せされます。		

○個別加算（該当者のみに加算される費用）

加算項目	内容等	日額	1回の料金
初期加算	入所後30日間	30	—
外泊加算	外泊入院時、月に6日まで	246	—
療養食加算	療養食の提供	6/食	—
退所前訪問相談援助加算	2回限り算定		460
退所時援助加算	1回限り算定		400
退所前連携加算	1回限り算定		500

○保険対象外費用（食費・居住費は除く）

項目	内容	料金
特別な食事	特別な食事の提供	実費
理美容代	理容サービスの提供	1,000円/回
貴重品管理	口座の出納管理	500円/月
レクリエーション・クラブ費	材料費、入場料等	実費
文書料	サービス提供記録の写しの提供	10円/枚
嗜好品購入代行	嗜好品をご家族に代わって購入	実費
電気使用量	テレビ、冷蔵庫など	50円～100円/日
通信連絡費	請求書の発送料など	94円/月
付き添い費	受診時、付添いが2時間以上を超える場合	2,000円/回